

平成25年度宮内庁調達改善計画

1 調達改善計画の目的

宮内庁では、これまでも「公共調達の適正化」の観点から、随意契約の見直しを行い、やむを得ない場合を除き、競争入札、企画競争、公募等の競争性のある契約方式への移行を進めてきたところであるが、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「平成25年度調達改善計画の策定要領」（平成25年4月11日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、調達する財・サービスの特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達改善に取り組むため、平成25年度宮内庁調達改善計画を以下のとおり定める。

2 調達の現状分析

これまで「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計2017号）」等に基づき、競争性のない随意契約の見直しに取り組んできたところである。この見直しを開始した平成18年度と平成23年度を比較すると以下のとおりである。

(1) 契約種別からみた契約金額及び割合

①平成18年度の宮内庁（地方支分部局、施設等機関含む。以下「宮内庁」という）における契約実績は、契約件数400件、契約金額約50億8千万円であった（注1）。このうち、物品・役務等が約15億2千万円・30.0%、公共工事等が約35億6千万円・70.0%であった。

②平成23年度の宮内庁における契約実績は、契約件数358件、契約金額約50億8千万円であった（注2）。このうち、物品・役務等が約16億6千万円・32.7%、公共工事等が約34億2千万円・67.3%となっている。

(2) 競争性の観点からみた契約金額及び割合

平成18年度の宮内庁における契約実績（契約件数400件、契約金額約50億8千万円）及び平成23年度の宮内庁における契約実績（契約件数358件、契約金額約50億8千万円）のうち、競争性のある契約と競争性のない随意契約については以下のとおりである。

区 分	平成18年度		平成23年度	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争性のある契約	225件	約18億7千万円 (36.8)	267件	約37億4千万円 (73.6)
一般競争契約	25件	約1億2千万円 (6.5)	147件	約24億4千万円 (65.2)
指名競争契約	192件	約16億3千万円 (87.0)	91件	約9億4千万円 (25.1)
企画競争・公募等	8件	約1億2千万円 (6.5)	29件	約3億6千万円 (9.7)
競争性のない随意契約	175件	約32億1千万円 (63.2)	91件	約13億4千万円 (26.4)
合 計	400件	約50億8千万円(100.0)	358件	約50億8千万円(100.0)

以上のように、見直しを開始した平成18年度と平成23年度を全体の契約金額に対する割合で比較すると、競争性のある契約は、36.8%から73.6%へと大幅に増加した一方、競争性のない随意契約は、63.2%から26.4%へと大幅に減少しており、その成果が現れている。

(注1)「平成18年度契約に関する統計」より(少額随意契約は含まれていない)。

(注2)「平成23年度契約に関する統計」より(少額随意契約は含まれていない)。

3 重点的に調達改善を図る分野

- (1) 随意契約の見直し
- (2) 一者応札の改善
- (3) 庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し
- (4) 各府省庁の独自に設定する分野

4 調達改善の取組内容

- (1) 随意契約の見直し
 - ①これまでの「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計2017号)」等に基づく取組については、引き続き不断の努力が必要であることから、競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについても、更に改善できる案件が残されていないか十分に精査する。
 - ②契約の性質又は目的が競争を許さない場合等において、新たに随意契約によろうとする場合は、契約の適否について、事前に宮内庁随意契約審査委員会の審査を経なければならないこととなっており、今後も随意契約によらざるを得ない合理的な理由等を審査し、公正な随意契約を締結する。
 - ③随意契約に係る情報の公表については、引き続き公表する。
- (2) 一者応札の改善
 - ①発注情報の更新時期の見直し
公共工事の発注予定情報についてはホームページに掲載し、四半期毎に掲載内容の更新を行っているが、物品・役務等の発注予定情報については、平成24年度からホームページに掲載しており、掲載内容の更新時期は年1回で運用しているところである。本年度より物品・役務等について更新時期を増やすことを定め、受注希望者へのより精度の高い情報提供を行う。
 - ②公告期間の延長
平成24年度より公告日から入札までの期間を最低でも開庁日10日間とし、より多くの事業者にも周知するよう定め運用しているが、本年度の入札案件で、開庁日10日間より平均してどの程度日数の延長をしているかを精査し、更に数日間の公告期間を延長する。
 - ③条件等の精査
入札参加条件、発注単位、準備期間等、入札参加希望者が「参加しにくい」状況になっていないかを引き続き重点的に精査する。
 - ④情報の収集
昨年度より、一者応札となった入札案件について、業者へアンケートを実施し、要因分析及び改善方法について意見を求めることと定め運用しているが、本年度は、入札不調や不落となった案件についても、一者応札の改善に資するため、業者へのアンケートを実施し、要因分析及び改善方法について意見を求めることを定める。
- (3) 庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し
事務用消耗品(文房具等)について、調達内容の精査を行い、調達額を削減する。
- (4) 各府省庁の独自に設定する分野
共同調達については、価格低減の観点から、平成23年度より導入しており、本年度は前年度比増を目指す。

5 調達改善の目標

(1) 随意契約の見直し

- ①競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについても、更に改善できる案件が残されていないか十分に精査する。
- ②宮内庁随意契約審査委員会において、随意契約によらざるを得ない合理的な理由等を審査し、公正な随意契約を締結する。
- ③随意契約に係る情報の公表については、引き続き公表する。

(2) 一者応札の改善

- ①物品・役務等の発注情報の更新時期を年に1回から年に4回（四半期に一回）更新と定め運用する。
- ②公告日から入札日までの期間を更に2日間延長することとし、最低でも開庁日12日間とする。
- ③主に仕様書の内容について、入札参加条件、発注単位、準備期間等、入札参加希望者が「参加しにくい」状況になっていないかを引き続き重点的に精査する。
- ④入札不調や不落となった入札案件についても業者へのアンケートを実施し、要因分析及び改善方法について意見を求めることを定める。

(3) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

事務用消耗品（文房具等）については、調達内容の精査を行い前年度調達額の5%を削減する。

(4) 各府省庁の独自に設定する分野

共同調達について、本年度はプリンター及びFAX用トナー等を実施する。平成26年度には、一般定期健康診断と宅急便を共同調達するべく、本年度中に内閣府等と調整する。また、今後、新規共同調達案件の提案があった場合は、積極的に参加するよう調整する。

6 その他独自の取組

旅費の事務効率化として、既に安価な料金で提供される包括旅行の利用拡大、チケット手配等のアウトソーシングを導入しており、航空券や鉄道乗車券等についても割引制度を利用しているところであるが、今後、より一層の利用を促進し、経費の削減を図ることとし、旅行手配業務のアウトソーシングについては、利用件数を前年度より10%増加する。

7 調達改善計画の実施状況の把握方法

調達改善計画の実施状況については、年2回定期的に把握する。なお、見直しの必要を生じた場合等については、調達改善計画を改定し、その内容を公表する。

8 調達改善計画の自己評価の実施方法

上半期終了時点、並びに、下半期終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

なお、評価については、宮内庁契約監視委員会委員長に意見を求めるほか、内部監査の事後検証を活用し、評価の精度を高める。

9 調達改善計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

「宮内庁調達改善推進委員会」を設置する。構成は以下のとおり。

委員長 皇室経済主管
委員 長官官房主計課長
長官官房用度課長
管理部管理課長

(2) 宮内庁調達改善推進委員会の役割

- ① 調達改善計画の策定
- ② 調達改善計画の自己評価

(3) 外部有識者の活用方法

当庁の契約内容に精通する宮内庁契約監視委員会委員長に、調達改善計画の策定及び自己評価の実施の際に意見を求める。

(4) 内部監査等の活用

内部監査及び会計検査における検査結果や意見等を調達改善計画の見直しに活用する。